

議案第60号

入間市職員定数条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和元年8月29日提出

入間市長 田中龍夫

提 案 理 由

安定的かつ効率的な組織体制の維持・充実を図るため、育児休業中の職員等を職員の定数外として取り扱う事ができることとし、職員の適正な配置を行いたいので、この案を提出するものである。

## 入間市職員定数条例の一部を改正する条例

入間市職員定数条例（昭和42年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の二項を加える。

- 2 次に掲げる職員は、前項各号に掲げる職員の定数外とすることができる。
  - (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により、育児休業をしている職員
  - (2) 地方自治法第252条の17第1項（同法第292条において準用する場合を含む。）の規定により、他の地方公共団体に派遣し、又は他の地方公共団体から派遣されている職員
  - (3) 地方公務員法第28条第2項の規定により、休職にされた職員
- 3 前項各号に掲げる職員が復職又は復帰した場合における当該職員は、その日から起算して1年を超えない期間に限り、第1項各号に掲げる職員の定数外とすることができる。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。